

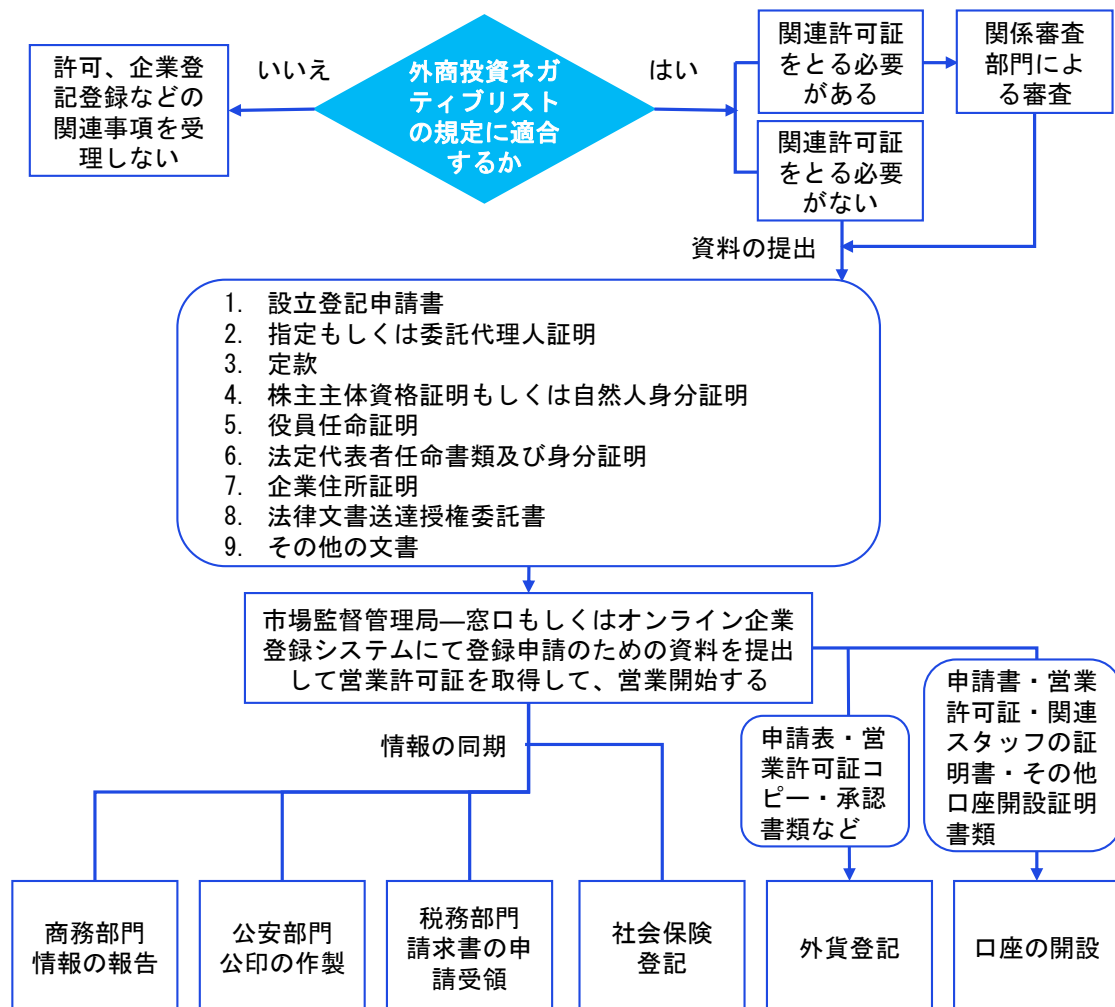
第11章 許認可・進出手続きと撤退時の留意点

1. 会社設立の手続き

外商投資企業は市場進出段階において、外商投資参入ネガティブリストに該当する分野を除き、内資と同様に、各業界に平等に参入することが認められ、参入条件、参入手続きと適用される法律に関し、内資、外資の一致が実現している。なお、外商投資企業の設立登記にあたっては、以下のような文書及び証明書が求められている。

中華人民共和国商務部公布の「中国外商投資ガイド」(2022年度版)によると、外商投資企業の設立の標準的な流れは以下の通りである。

図表 11-1 外商投資企業の設立



(出所) 中華人民共和国商務部「中国外商投資ガイド」(2022年度版) より作成

⁶ https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_09.html

2. 登記・許可制度と情報公示

2022年3月1日から施行の「市場主体登記管理条例」（2021年国务院令第746号）及び「市場主体登記管理条例実施細則」（2022年国家市場監督管理総局第52号）によると、会社を含めた全ての市場主体が所轄登記当局（旧工商局、現在「市場監督管理局」）にて設立、変更、又は解散の登記を行う必要がある。登記する市場主体の形態によって登記内容が異なるが、企業の場合は主に、企業法人名称、企業形態、経営範囲、住所又は経営場所、登録資本金、法定代表人等を登記する。また、有限責任会社の場合は株主の情報を登記し、株式会社の場合は発起人⁷を登記する。一方、支店機構の場合は資本金と法定代表人の登記が不要となる一方、担当者の登記が必要となる（市場主体登記管理条例実施細則第6条）。

また、登記事項以外にも、以下の内容を登記当局に届出する必要がある（市場主体登記管理条例実施細則第7条、第9条）。

- ・企業：会社定款、経営期限、各株主又は発起人の払込出資金額、及び董事、監事等の役員情報、登記に関する連絡者情報、法律関連文書受取人情報。
- ・支店機構：登記に関する連絡者情報。
- ・その他企業形態に関しては、法律により定められた事項を届出する必要がある。

市場監督管理局が登記通知書及び「営業許可証」を発行し、会社設立が法的に認められる。全ての登記材料が提出される場合は、その場で登記することも可能であるが、審査が必要な際は3営業日以内に返答する。また、審査が複雑な場合、登記機関の責任者の判断により3営業日を延長することが可能であるが、その際には申請者に書面による通知が届く。また、登記資料に不備がある場合は一回にまとめて追加提出が必要な内容等が申請者に通知される。

「営業許可証」の交付日は法律上、会社成立日を意味している（改正前会社法第7条第1項、改正会社法第33条）。

なお、登記申請はシステム上で行うことが可能となっている。申請の際には申請者による署名及び法定代表人等の本人確認を行う必要があるが、オンラインシステム上でも、電子署名及び本人の顔認証ができる。

会社設立後に登記内容の変更又は解散する際にも登記する必要がある。例えば、企業の登記内容に変更が発生してから30日以内に所轄登記当局に変更内容を登記しなければならない。

さらに中国にある企業は毎年「企業年度報告」を行う必要がある。毎年1月1日から6月30日までに「企業信用情報公示システム」を通じて国家市場監督管理総局へ前年度の年度報告を送付し、企業の経営状況に関する情報を社会へ公示しなければならない（市場主体登記管理条例実施細則）。なお、企業が自身で公示する企業情報には年度報告公示制度のほかに、設立登記と変更登記が行われた際に「国家企業信用情報公示システム」を通じて企業の情報が当局に公示され、また企業が減資や解散等の場合は減資や解散等の決定後に企業がシステム上で一定期間の情報公示

⁷ 発起人は、株主と近い概念ではあるが、株式会社の起業初期段階では、株主の人数を特定することが難しい場合もあるため、発起人の定義としては株主である他、企業設立に係る職務を履行しており、会社規定に署名していることが求められる。

をする必要がある（外商投資情報報告に係る事項に関する公告 2019 年商務部公告 62 号）。

必ず公示しなければならない主な情報としては下記がある。

- ① 企業連絡先住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メール等の情報
- ② 企業開業、営業停止、清算等の存続状態に関する情報
- ③ 企業の他社への出資状況、持分買取の情報
- ④ 企業が有限責任会社或いは株式会社の場合、その株主或いは発起人の引受・払込出資額、出資時期、出資方式等の情報
- ⑤ 有限責任会社の株主持分譲渡等の持分変更の情報
- ⑥ 企業ウェブサイト或いはインターネット経営に従事するオンライン店舗の名称、インターネットアドレス等の情報
- ⑦ 企業の業務に従事する人数、資産総額、負債総額、対外提供している保証、所有者權益合計、営業総収入、主要営業収入、利潤総額、純利益、納税総額の情報

3. 撤退時の留意点

進出時において考慮すべき事項は多いが、同時に撤退時のことも考慮に入れておくべきである。外商投資企業の撤退方法としては、出資持分譲渡による撤退や事業の清算、破産、休眠化等が挙げられるが、破産や休眠化は実務上の適用が困難となるケースもあるため、出資持分譲渡や事業の清算が一般的である。なお、現地法人の収益等中国からの資金還流策については、16 章の外貨管理の部分にて紹介する。

出資持分譲渡は、持分を譲り受けた企業により事業が継続されることから、取引先や従業員等へ与える影響が比較的少なく、清算手続きを行うよりも必要とする時間やコストを抑えられる場合があり、撤退方法として採用されることが多い傾向にある。事業の清算には、会社の経営期間の満了、会社定款に定める解散事由の発生、解散決議等により解散清算することができる普通清算と、会社の全株主の議決権の 10%以上を保有する株主が人民法院に会社の解散清算を請求することができる強制清算がある。なお、普通清算の手続き、必要書類等は次の通りである。

図表 11-2 普通清算の手続き

手続き	内容
審査認可の必要性の有無	2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」及び「外商投資情報報告弁法」の施行によって、商務部門への審査認可が不要となった。ただし、ネガティブリストに該当する外商投資企業は関連する主管部門からの審査認可が必要である。
清算委員会の設立	会社は、会社の合併や分立以外の事由で解散する場合、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。
清算委員会の責任者の名簿の会社登記機関への届出	清算委員会は、成立日から 10 日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。なお、届け出はウェブ上のサービスプラットフォームでも行うことができる。

手続き	内容
債権者への催告及び債権の届出	清算委員会は、成立日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない、かつ 60 日以内に新聞上又は国家企業信用情報公示システムで公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。
清算案の制定、清算案の確認	清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産目録を作成した後、清算案を定め、かつ会社の最高権力機構（通常は株主総会であるが、なければ人民法院も可、以下同じ）に確認を求めなければならない。
会社債務の完済、残余財産の分配	会社の財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については株主の出資比率により分配し、株式会社については株主の保有する株式比率により分配する。
税務登記の抹消	所管税務機関に必要な税務関連金額を精算し、企業に関する税務登録を解消する。なお、企業が未納していた罰金も納付する必要がある。税務機関から会社解散による税務上の懸念事項の有無に対する一定期間の審査が発生する。 納税者（企業やその創業者、または親会社）が一定の条件を満たした場合、税務機関に対する承諾を行った上で、税務機関による審査手続きを飛ばして精算手続きを行うことができるが、後日審査結果による追加対応が必要であり、未対応の場合は税務上の信用喪失として記録される。
清算報告の確認	外商投資企業の清算が終了した後、清算委員会は清算報告を作成し、最高権力機構の確認を経なければならない。 なお、従来は、清算報告を審査認可機関にも提出し、同時に審査認可機関に認可証書を返納しなければならないとされていたが、2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」及び「外商投資情報報告弁法」の施行によって、清算報告を審査認可機関へ提出する必要がなくなった。
抹消登記	会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。 また、2020 年 1 月 1 日の「外商投資情報報告弁法」の施行により、抹消関連情報については市場監督管理部門から商務部門へ送られるため、企業から商務部門への抹消報告は不要となっている。 申請の際に、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。 ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書 ・人民法院の破産裁定や会社が「会社法」に基づいて行った決議等、会社解散の旨を示した文書 ・外商投資企業の最高権力機構又は人民法院が届け出を確認した清算報告書 ・「企業法人営業許可証」 ・その他必要書類

手続き	内容
関連登記の抹消申請	<p>企業に関連するその他登記の抹消申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険登記（30日以内に未払いの社会保険費用を精算し、所管社会保険機構に登録解消手続きを行う。） ・ 税関に企業の登録情報の抹消申請を行う（税関の単一窓口：シングルウィンドウ www.singlewindow.cn で行うことができる）。 ・ その他必要な登録解消

（出所）中国国家市場監督管理局の情報及び関連法律により作成

なお、清算時の留意点は以下の通りである。

(1) 政府への申請

外商投資企業の清算による撤退は基本的に地方政府にとっては税収の減少であり、地元の雇用機会の喪失であり、当該地域の経済成長率の低下となる。このことは地方政府の行政上の評価ポイントの低下となる。このため解散の申請窓口となる主管の商務局等の政府機関は、批准することに消極的な場合があった。近年、外商投資法の施行に合わせて、内資企業との不平等が是正される方向に合わせて、政府機関の批准が滞ることがほとんどなくなった。一方、外商投資企業のみならず、一部企業に対しては、後述する税務上の問題点として、政府の意向により税務調査が想定以上に時間を要する場合がある。

(2) 不正経理への対処

解散・清算に際して債権債務や資産の整理、処分を短期間で行うことになる。このプロセスの中で、滞留債権や滞留在庫、架空債権や架空在庫、過去の粉飾決算が発覚することがある。また設備や金型、部品等の横領、不正持ち出しが発生しやすい。

(3) 従業員に対する処遇

会社の解散・清算は、「労働契約法」によると、労働契約の解除を行い、経済補償金を支給することになる場合が多い。不用意な情報漏えいや不適切な情報の伝わり方により、労働争議等の問題が発生する場合もあるので、中国独自の法制度や商習慣を熟知した上で、個別に適切な対応をとり、かつ綿密なコミュニケーションプランの立案・実施が重要である。一方、従業員側からも前例を参考に経済補償金を交渉する場合もあり、企業側としては慎重に対応しなければSNS等で炎上され企業のブランドイメージを毀損する場合もある。

(4) 税務上等の問題点

精算の手続きにて税務登記の抹消を記載したが、特に税務登記の抹消前に税務調査が入ることが想定され、政府の意向により想定以上に時間を要する場合がある。例えば、地方政府の長官は評価のため任期内に重要企業を撤退させたくない場合は、あえて税務局に処理を遅らせることがあるが、それは外商投資企業のみならず、中国企業も同じく処理される場合があり、中国の地方に進出する重要企業に該当する場合は、撤退前に政府関係者に対する根回しも重要だと思われる。また、その優遇税制で規定していた期間満了前に会社の解散・清算を行う場合には、優遇税制により享受していた免税分を返還する必要がある。

(5) その他の追加支出

例えば土地に関しては契約に基づき「土地使用权」を国家に返還することになるが、工場の場合は土壌汚染等により土地の整備が必要で予想以上にコストがかかる場合がある。また、顧客への製品やサービスの供給責任が契約上ある場合、単純に生産停止やサービスの停止はできない。なお、債務の弁済ができない場合や債務超過の場合には、清算の手続きに入ることがない。場合によっては日本本社からの代替的供給を行わざるを得ない場合もある。清算申請以降に資金繰りが悪化しても、清算申請以降の増資はできないため、清算から破産に移行することになるが、前述の通り破産が認められるケースは少なく、結果としてデッドロック状態に陥ってしまうため、事前の実態把握を行い、清算に必要な資金を事前に準備する必要がある。